

特許発明の技術的範囲に関する裁判例

— 「ネジおよびドライバビット」事件 —

R1.5.22 判決 東京地裁 平成 28 年（ワ）第 14753 号

特許権侵害行為差止請求事件：請求認容

概要

食い付き部分は本件発明の構成要件とは関係のない付加部分というべきものであり、被告製品が食い付き部分を有するかどうかは本件発明の構成要件の充足性を左右しないとして、食い付き部分を有する被告製品であっても本件発明の技術的範囲に属すると判断された事例。

特許請求の範囲

【請求項 1】

1 A 全体に陥没穴状をなし、ドライバビットの翼部を嵌合される翼係合部を備えた回動部を有するネジにおいて、

1 B 各翼係合部は、当該ネジ締め付け時に前記ドライバビットの前記翼部の回転方向前方に存在することとなる側壁面である締付側側壁面と、

1 C この締付側側壁面と反対側に位置し、当該ネジ緩め時に前記ドライバビットの前記翼部の回転方向前方に存在することとなる側壁面である緩め側側壁面とを有し、

1 D 前記締付側側壁面は、当該ネジの中心側から外方に向かって延びる平面状の基端側部分と、

1 E この基端側部分から、前記緩め側側壁面から遠ざかる方向に斜めに屈曲された平面状の先端側部分とを有してなる

1 F ネジ。

【請求項 2】

2 A 各翼係合部の前記緩め側側壁面は、当該ネジの中心側から外方に向かって延びる平面状の基端側部分と、

2 B この基端側部分から、前記締付側側壁面から遠ざかる方向に斜めに屈曲された平面状の先端側部分とを有してなる

2 C 請求項 1 記載のネジ。

主な争点

- 1 構成要件 1 D 及び 2 A の充足性（争点 1-1）
- 2 構成要件 1 E 及び 2 B の充足性（争点 1-2）

裁判所の判断

1 構成要件 1 D 及び 2 A の充足性（争点 1-1）について

『構成要件 1 D は「前記締付側側壁面は、当該ネジの中心側から外方に向かって延びる平面状の基端側部分と、」であり、構成要件 2 A は「各翼係合部の前記緩め側側壁面は、当該ネジの中心側から外方に向かって延びる平面状の基端側部分と、」であるところ、被告は、被告製品は、同各構成要件の「当該ネジの中心側から外方に向かって延びる平面状の基

端側部分」との構成を備えていないので、同各構成要件を充足しないと主張する。

そこで、以下、検討する。

（1）ア 請求項 1 及び 2 の記載によれば、本件各発明に係るネジは、「ドライバビットの翼部を嵌合される翼係合部を備えた回動部を有」し、当該「各翼係合部」は、「締付側側壁面」と「緩め側側壁面」とを有し、「締付側側壁面は、…平面状の基端側部分」と「この基端側部分から、前記緩め側側壁面から遠ざかる方向に斜めに屈曲された平面状の先端側部分」とを有し、また、「緩め側側壁面は、…平面状の基端側部分」と「この基端側部分から、前記締付側側壁面から遠ざかる方向に斜めに屈曲された平面状の先端側部分」とを有するものと認められる。これによれば、本件各発明の「基端側部分」は、「翼係合部」の一部を構成するものであると認めるのが相当である。

イ ところで、本件明細書等には、従来技術として、図 1 の十字穴が開示されており、同図には食い付き部分（符号なし）が図示されている。図 1 及び段落【0003】によれば、図 1 の十字穴は、「翼係合部 2」及びその両側に「側壁面 2 1 及び 2 2」を有し、同各「側壁面」に隣接する食い付き部分については、「翼係合部 2」及び「側壁面 2 1 及び 2 2」の一部を構成していないと認められる。同図及び段落【0003】は、従来技術を開示したものはあるが、「翼係合部」や「側壁面」という用語は、本件明細書等を通じて同一の意義を有するものとして理解するのが相当である。

・・・（略）・・・

エ 被告は、構成要件 1 D 及び 2 A の「ネジの中心側から外方に向かって延びる平面状の基端側部分」の意義について、ここでいう「ネジの中心側」とは「ネジの中心の近く」を意味するものであり、ネジ穴中心側の端部から、先端側部分に接続する他方の端部に至るまで、常に「平面状」の側壁面を意味すると主張する。

しかし、同各構成要件にいう「側」とは「かたわら。そば。ちかく。」などの意味を有する語であるから（甲 1 1）、同各構成要件にいう「基端側」とは、「先端側」との対比において「基端の近くにあ

ること」を、「中心側」とは、ネジの「外延側」との対比において、ネジの「中心の近くにあること」を意味するにすぎず、被告が主張するように、「ネジの中心側」を「ネジの中心の近く」であると解釈することは、「側」という用語の一般的な意義と整合しないものというべきである。

オ 上記アないしエで判示したとおり、①本件各発明に係る「側壁面」にはネジの技術分野における周知技術である食い付き部分を含まないと解すべきであり、②本件各発明における「翼係合部」は必ずしも直接相互に隣接することを要さず、③構成要件1 D及び2 Aの「ネジの中心側」という語は、ネジの「外延側」との対比において、ネジの「中心の近くにあること」を意味するにすぎないというべきである。

そうすると、被告製品において、本件各発明の「締付側側壁面」及び「緩み側側壁面」の各「基端側部分」に相当するのは、被告製品図面のそれぞれ符号2 0 a、2 1 aであり、食い付き部分は含まないと認めるのが相当である。

被告製品の構成は前記第2の2(6)のとおりであるところ、上記解釈を前提とすると、被告製品は、構成要件1 D及び2 Aを充足するものと認められる。

・・・(略)・・・

(3) 被告は、本件明細書等には、図1のほかに食い付き部分のような周知技術の適用を開示、許容又は示唆する記載は全く存在せず、これは、本件各発明が食い付き部分をネジ穴の中心部分に設ける構成を備えていないことを示すものであると主張する。

しかし、一般に、特許明細書は、当業者が理解できる程度に発明の内容を説明するものであり、当該周知技術について記載がされていないとしても、それはその技術を排除する趣旨であるとは解し得ないところ、本件明細書等には、周知技術である食い付き部分を本件各発明に適用し、本件発明に係るネジが食い付き部分を備えることを排除するような特段の記載は存在しない。

そうすると、食い付き部分は本件各発明の構成要件とは関係のない付加部分というべきものであり、被告製品が食い付き部分を有するかどうかは本件各発明の構成要件の充足性を左右しないというべきである。

(4) ア 被告は、本件意見書1における、「引用文献2～4」のネジと本件各発明のネジ穴とは構成が異なる旨の記載は、本件各発明の特許請求の範囲から、ネジ穴の中心部に食い付き部分(円弧面状の部分)を有する構成を意識的に除外する趣旨であって、食い付き部分を有する構成が本件各発明の技術的範囲に属すると主張することは、禁反言の法理に照らして許されないと主張する。

・・・(略)・・・

ウ 本件意見書1の上記記載によれば、原告は同意見書において、「引用文献2～4」記載の発明に係る構成と本件各発明に係る構成が異なることを説明するとともに、仮に同各文献の構成が対応する本

件各発明の構成に相当するとしても、同各文献記載の発明が本件各発明の効果を奏しないということを説明しているにすぎないのであって、上記記載をもって、本件各発明の特許請求の範囲から、ネジ穴の中心部に食い付き部分(円弧面状の部分)を有する構成を意識的に除外しているということとはできない。』

2 構成要件1 E及び2 Bの充足性(争点1-2)について

『上記2で判示したところによれば、被告製品の締付側側壁面(2 0)は、基端側部分(2 0 a)から、緩め側側壁面(2 1)から遠ざかる方向に斜めに屈曲された平面状の先端側部分(2 0 b)を有し、同製品の緩め側側壁面(2 1)は、基端側部分(2 1 a)から、締め付け側側兵器面(2 0)から遠ざかる方向に斜めに屈曲された平面状の先端側部分(2 1 b)を有するということができるので、同製品は、構成要件1 E及び2 Bを充足するということができる。

これに対し、被告は、構成要件1 E及び2 Bの「屈曲」は、翼部の屈曲した側面に、対応する形状に屈曲した翼係合部の側壁面が食い込むことが可能な「屈曲」構成に限定して解釈されるべきであると主張するが、請求項1及び2にはそのような限定は付されておらず、本件明細書等の記載を参酌しても、そのような限定解釈をすべき理由はない。

したがって、被告の上記主張は理由がない。』

検討

被告が主張するように、本件明細書等には、先行技術を示す図1のほかに、「食い付き部分」のような周知技術の適用を開示、許容又は示唆する記載は存在しないようである。しかし、裁判所の判断のように、明細書等の記載を全体として見れば、「食い付き部分」は、本件発明の構成要件とは関係のない付加部分であると解釈できる。

特許法7 0条1項は、「特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。」と規定しており、本件発明の構成要件以外の「食い付き部分」を有する被告製品であっても、本件発明のすべての構成要件を充足する限り本件発明の技術的範囲に属することは当然であろう。

実務上の指針

出願時に、実施形態として「食い付き部分」を図示までしなくとも、本件発明に「食い付き部分」を適用してもよいことを明細書中に一言記載しておけば、上記のような被告の主張を避けることができたかも知れない。そのため、明細書作成時には、実施形態のみに限定されない点や周知技術の適用を許容する点等を出来る限り記載しておいたほうが望ましいといえる。

以上